

建設業許可・経営事項審査等の申請手続の電子化  
に向けた実務者会議（第二回）主な発言

日 時：令和3年3月3日（水）14:00～16:35

場 所：WEB開催

<電子申請のシステム構築に向けた検討について>

- ・ 本日は、前回会議及びその後のアンケートでいただいた意見を踏まえ検討した電子申請システムの仕組みについて、実務に携わる許可行政庁から忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・ 本システムは、建設業者の負担軽減だけでなくシステムの導入と利用率の向上により、許可行政庁の審査事務の効率化、人件費の削減等の効果が期待できると考えており、その効果も見据えて検討いただきたい。

<電子申請システムに係る今後のスケジュール等について>

- ・ 電子申請システムは、令和5年1月に全許可行政庁一斉に運用開始としたい。
- ・ システム運用開始前に各許可行政庁での試行運用を行うことも想定している。
- ・ 許可行政庁のシステム利用料負担や申請手数料の電子収納方法の検討について一定の時間が必要との意見を踏まえて、今後のスケジュールは再度検討する。
- ・ 電子収納の方法の確認など本日のご意見を踏まえ、今後アンケートを送るので、回答をお願いしたい。

<電子申請システム導入後の運用方法等について>

- ・ 電子申請システム導入後もすべての申請者が電子化に対応できるわけではないので、紙での申請と電子申請は併存となる。
- ・ 登記情報のバックヤード連携について知事許可も対象となるよう法務省との調整を進めて欲しい。

<確認書類の簡素化について>

- ・ 確認書類を求めている目的と各行政庁・申請者の負担等を踏まえて、慎重に検討すべき。

<電子申請の審査手数料について>

- ・ 電子申請は紙での申請よりも審査手数料を下げることにについては、許可行政庁での審査事務負担の実態を踏まえて、慎重に検討すべき。

<許可行政庁の電子申請システム利用料負担について>

- ・ 許可行政庁のシステム利用料について、許可行政庁内での説明には、想定される電子申請率等の根拠や負担が増える必要性などの根拠が必要。
- ・ 電子申請率の目標値については公表しているが、その申請率で想定すると電子申請、紙での申請に関わらず利用料負担していただくことが合理的と考えている。行政庁内の財政当局への説明用の積算資料は提供できるよう準備したい。

（以上）